

移住者・定住者向け「賃貸住宅リフォームローン」 の取扱い開始について

福島信用金庫（理事長 樋口郁雄）は、県北地域の2市3町と地域密着総合連携協定を締結し、各自治体が行き組む移住・定住促進策や空き家バンク等の取組みに対して支援を行っております。県北地域の企業に就職が内定者し、2市3町へ移住定住する方向けに、賃貸住宅をリフォームする融資制度を取扱開始いたします。

1. 名称

福島市への移住者・定住者向け「^み実・^{わく}湧・^{まん}満・^{さい}彩」賃貸住宅リフォームローン
伊達市への移住者・定住者向け「だてなくらし」賃貸住宅リフォームローン
桑折町への移住者・定住者向け「献上桃の郷」賃貸住宅リフォームローン
国見町への移住者・定住者向け「あつかしの郷」賃貸住宅リフォームローン
川俣町への移住者・定住者向け「絹の里」賃貸住宅リフォームローン

2. 商品の主な内容

- (1) ご利用対象者は、当金庫と連携協定を結ぶ2市3町へ移住・定住されて1年以内又はこれから住み続ける意思のある方。
- (2) 安定継続した収入のある方および就職が内定された方。
- (3) お使い道は、賃貸アパート・賃貸マンション・借家のリフォーム資金およびそれに伴う費用（家電購入費用・借換資金も可）
- (4) ご融資限度は100万円、返済期間は10年以内
- (5) (一社) しんきん保証基金の保証が受けられることが条件

3. 取扱開始

令和2年9月1日から

※ 詳しい内容はお問い合わせください。

お問い合わせ先 ふくしん総合相談センター TEL 024-523-3562

